

函 総 災

令和6年(2024年)8月28日

報道機関各位

函館市総務部災害対策課長

大間原発建設差止訴訟 第32回口頭弁論について

このことについて、下記のとおり第32回口頭弁論が行われますので、お知らせします。
また、今回提出した準備書面については、口頭弁論終了後にホームページに掲載します。

記

第32回口頭弁論

1 日 時 令和6年9月2日(月) 15:00

2 場 所 東京地裁103号法廷

3 内 容 訴訟代理人が、準備書面にに基づき補足説明を行う予定です。

提出書面

・函館市

準備書面(54) 本訴訟において、大間原発の許可申請に対し、原子力規制委員会の許可処分がなされていない状況であることを理由に、差止請求を認めないとはならないことを主張するもの。

証拠説明書(52),(53) 準備書面(54)に関する証拠を説明するもの。

準備書面(55) 火山事象に関する違法性として、具体的審査基準の不合理性に関する主張について、原告のこれまでの主張を整理するもの。

証拠説明書(54) 準備書面(55)に関する証拠を説明するもの。

4 ホームページアドレス

※ 大間原発に係わる主な経過

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/>

総務部災害対策課 長野

0138-21-3677